

手形・小切手署名判印刷サービス利用規定

1. (手形・小切手署名判印刷サービス)

- (1) 手形・小切手署名判印刷サービス（以下「本サービス」という。）とは、一般当座小切手・約束手形に記載する住所および振出人名（氏名または法人名・代表者氏名）の署名判をあらかじめ登録しておくことで、登録以降に当金庫が一般当座小切手・約束手形用紙（以下「小切手用紙等」という。）を交付する際に、振出人名記載箇所へ署名判を印刷するサービスを行います。
- (2) 本サービスを申込後は後記 5. (1) の中止手続が完了するまでは、その後交付する小切手用紙等に継続して署名判を印刷します。
- (3) 本サービスの利用者は、本サービスの利用について、新規申込時および変更申込時には当金庫所定の手数料を支払うものとします。なお、当金庫は事前に通知することなく、この手数料を変更する場合があります。
- (4) 本サービスの利用開始時に交付済で未使用の小切手用紙等が残存している場合、小切手用紙等の再交付は致しません。また、用紙代の払い戻しも致しません。
ただし、交付済で未使用の小切手用紙等は既届け出の署名判、届出印で従来どおり使用できます。

2. (本サービスの利用対象者)

- (1) 本サービスの利用対象者は当金庫に当座預金口座（一般当座）を開設している法人および個人事業主に限ります。

3. (署名判の印刷)

- (1) 署名判の印刷は、一般当座小切手および約束手形のみとし、為替手形、専用約束手形（マル専手形）は本サービスの対象とはなりません。
- (2) 本サービスは、一般当座小切手および約束手形に共通の取り扱いとします。
- (3) 印刷する署名判は現在お届けの当座預金取引署名判と同一のものを使用するものとします。

4. (届出事項の変更)

- (1) 本サービスの利用者は、住所、振出人名（氏名または法人名・代表者名）または署名判を変更し、当座勘定規定に基づく当金庫宛届け出を行った場合には、新住所あるいは新振出人名での署名判の印影を直ちに当金庫所定の書面により当座預金取引店へ届け出るものとします。この届け出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) 署名判の変更時に未使用の小切手用紙等が残存している場合、小切手用紙等の再交付は致しません。また、用紙代の払い戻しも致しません。

5. (中止)

- (1) 本サービスは当金庫または本サービスの利用者の一方の都合で、通知によりいつでも中止することができるものとします。なお本サービスの利用者からの中止の通知は当金庫所定の書面により当座預金取引店宛届け出るものとします。
- (2) 前記 (1) のほか、本規定および本規定に基づく取り扱い等について損失・紛議が生じても、当金庫の責めによる場合を除き、当金庫は責任を負いません。

6. (免責事項)

- (1) 本サービスの利用により、当金庫が交付した小切手用紙等の使用によって振り出し、裏書きされた手形・小切手に偽造・変造等が発生し、本サービスの利用者に損害が生じても、当金庫は責任を負いません。
- (2) 前記 (1) のほか、本規定および本規定に基づく取り扱い等について損失・紛議が生じても、当金庫の責めによる場合を除き、当金庫は責任を負いません。

7. (規定等の準用)

- (1) 本サービスの利用にあたっては、本規定に定めのない事項については、当座勘定規定等により取り扱います。

8. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項その他条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があ

手形・小切手署名判印刷サービス利用規定

ると認められる場合には、店頭表示、ホームページその他相当の方法で変更内容および変更日を公表することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上